

27四教学第707号
平成28年3月8日

各小中学校長 様

四万十町教育長
〈公印省略〉

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱について（通知）

四万十町立小中学校に勤務する教職員の旧姓使用につきましては、高知県立学校職員旧姓使用取扱要綱に準じた取扱いといたしておりました。

この度、四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱を別添のとおり制定し、本日交付しましたので、お知らせします。

つきましては、所属県費負担教職員に対し周知していただくとともに、適切な運用を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、高知県立学校職員旧姓使用取扱要綱第4条第2項の規定に準じて交付している旧姓使用届受理通知書は、本要綱の規定により通知されたものとみなした取扱いとなります。



四万十町教育長訓令第1号

各小中学校

総務課

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱を次のように定める。

平成28年3月8日

四万十町教育長 川上 哲男



四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(適用教職員)

第2条 この要綱は、四万十町教育委員会の所管する小中学校(以下「四万十町立小中学校」という。)に勤務する教職員(臨時的任用教職員及び非常勤職員を含む。以下「教職員」という。)に適用する。

(旧姓使用の範囲)

第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。

2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。

(旧姓使用の届出等)

第4条 教職員は、旧姓を使用しようとするときは、履歴事項変更届の提出に併せて旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して四万十町教育長(以下「教育

長」という。)に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を確認し、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、校長を経由のうえ当該届出をした教職員(以下「旧姓使用教職員」という。)に対し、受理した旨を通知する。
- 3 校長は、教育長から受け取った旧姓使用届受理通知書の写しを保管のうえで旧姓使用教職員に対し原本を手渡すものとする。

(旧姓使用の中止)

第5条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を校長を経由して教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した教職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の届出はできないものとする。

(旧姓使用教職員名簿)

第6条 教育長は、前2条の届出の内容を旧姓使用教職員名簿(様式第4号)に記載し、保管するものとする。

(教職員及び所属長の責務)

第7条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用に当たり、旧姓を使用することのできる文章等には統一して旧姓を使用するなど、常に児童生徒、保護者、その他町民又は職場に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

- 2 校長は、所属教職員の旧姓使用に関し適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。

(人事異動に伴う取扱い)

第8条 旧姓使用教職員が四万十町立小中学校に人事異動をする場合には、校長は、保管している旧姓使用届受理通知書の写しを異動先の校長に引き継ぐものとする。

- 2 他の市町村等教育委員会において旧姓を使用していた教職員が転入してきた場合には、当該教育委員会から承認を受けたことを証する書類を教育長に提示することにより、第4条第1項に規定する旧姓使用の届出が行われたものとみなす。

- 3 旧姓使用教職員が他の市町村等教育委員会の所管する小中学校等に転出し

た場合には、当該教育委員会の取扱いによるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教職員の旧姓使用に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に高知県立学校職員旧姓使用取扱要綱第4条第2項の規定に準じて交付されている旧姓使用届受理通知書は、本要綱第4条第2項の規定により通知されたものとみなす。

別表第1(条例第3条関係)

旧姓を使用することができるもの

1 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じるおそれがなく、職務遂行上支障がないもの

- (1) 職場での呼称
- (2) 職員録
- (3) 名刺
- (4) 座席表
- (5) 座席札
- (6) ネームプレート
- (7) メールアドレス
- (8) 通知表、成績一覧表
- (9) 出席簿、学級日誌、時間割表
- (10) 健康診断に関する表簿

2 専ら組織内で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの

- (1) 起案文書
- (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン
- (3) 復命書
- (4) 校務・事務分掌表
- (5) 事務引継書
- (6) 研修関係書類
- (7) 出勤状況報告書
- (8) 週休日及び勤務時間の割振りに関する書類
- (9) 夏期特別休暇計画表
- (10) 病状経過報告書
- (11) 傷病報告書
- (12) 自家用車公務使用登録簿
- (13) 自動車使用記録簿
- (14) 物品関係書類
- (15) 表彰関係

- (16) 教職員人事異動調書
- (17) 辞令書（採用を除く）・人事異動通知書
- (18) 分限・懲戒処分関係書類
- (19) 退職願
- (20) 損害賠償等審査会関係書類

3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの

- (1) 出勤簿
- (2) 旅行命令簿兼請求書
- (3) 育児休業関係書類
- (4) 校外勤務簿
- (5) 時間外勤務等命令簿、特殊勤務整理簿、特殊勤務実績簿
- (6) 管理職特別勤務実績簿
- (7) 扶養親族届
- (8) 住居届
- (9) 通勤届
- (10) 単身赴任届
- (11) 履歴事項変更届
- (12) 特地勤務手当等に関する校長の報告、へき地等学校に勤務する職員の住居届
- (13) 産業教育手当にかかる申請書
- (14) 代休日指定簿
- (15) 週休日の振替命令簿
- (16) ボランティア活動計画書
- (17) 校務執行中の事故報告書
- (18) 営利企業等従事許可申請書
- (19) 兼職等認定申請書
- (20) 職務専念義務免除承認書
- (21) 休暇届・休暇承認願

4 その他法令等に抵触するおそれのないもの
研究論文等の発表、講演等

別表第2(第3条関係)

旧姓を使用することができないもの

- 1 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの
指導要録、進学・就職に関する文書等
- 2 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの
 - (1) 採用辞令
 - (2) 宣誓書
 - (3) 在職証明書及び在職証明書交付願
 - (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類
- 3 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの
 - (1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類
 - (2) 共済組合関係書類
 - (3) 職員互助会関係書類
 - (4) 公務災害関係書類
 - (5) 財形貯蓄関係書類
- 4 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの
許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等
- 5 私人との法律上の関係を発生させるもの
契約書、協定書

様式第1号（第4条関係）

旧姓使用届

平成 年 月 日

四万十町教育長 様

所 属
職・氏 名
(戸籍上氏名)
職 員 番 号

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり旧姓の使用を届け出ます。

記

1 使用する旧姓^{ふりがな}

2 改姓年月日 平成 年 月 日

3 改姓した理由

校長経由欄

学校名 職・氏名

印

様式第2号（第4条関係）

旧姓使用届受理通知書

平成 年 月 日

様

四万十町教育長

平成 年 月 日付けで届出のあった旧姓の使用については下記のとおり受理したので通知します。

記

1 使用する旧姓^{ふりがな}

2 使用開始年月日 平成 年 月 日

3 整理番号

※この通知書は、あなたの旧姓使用が四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱で定める手続きを経て開始されたことを証明する書面ですので、大切に保管して下さい。

様式第3号（第5条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

平成 年 月 日

四万十町教育長 様

所 属
職・氏 名
(戸籍上氏名)
職 員 番 号

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出ます。

記

1 使用を中止する旧姓^{ふりがな}

2 使用中止年月日 平成 年 月 日

3 中止する理由

4 整 理 番 号

校長経由欄

学校名 職・氏名



様式第4号 (第6条関係)

旧 姓 使 用 職 員 名 簿

[illegible]